地等以外の土地等に該当する場合における特定所有者不明土地と一体として使用する必要性が高い事業と認められない事業を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三八条の四関係）

㈣　投資法人に係る課税の特例について、匿名組合契約に準ずる契約の細目及び他の法人の株式の数等のうち投資法人の匿名組合契約等に基づく出資の金額に対応する部分の他の法人の株式の数等の計算方法を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の三二の三関係）

㈤　特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、特定投資信託の信託財産に同一の法人の発行済株式の総数等の一〇〇分の五〇以上が含まれているものでないことの要件につき、特定投資信託に係る受託法人が匿名組合契約等に基づく出資をしている場合には、次の割合のいずれもが一〇〇分の五〇以上でないこととの要件とすることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の三五の三関係）

(1)　信託財産に含まれている法人の株式の数等（匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の事業であってその匿名組合契約等の目的である事業に係る財産であるその法人の株式の数等のうち、その匿名組合契約等に基づく出資の金額に対応する部分の数等として一定の方法により計算した数等を含む。）がその法人の発行済株式の総数等のうちに占める割合

(2)　特定投資信託に係る受託法人の匿名組合契約等に基づく出資の金額がその金額及びその匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者のその匿名組合契約等とその目的である事業を同じくする他の匿名組合契約等に基づいて受けている出資の金額の合計額のうちに占める割合

㈥　特定普通法人等が、その特定普通法人等を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併を行った場合に適格合併に該当しないものとみなして租税特別措置法の規定を適用する措置等について、対象となる法人を特定普通法人等から普通法人又は協同組合等とすることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の三五の四関係）

3　国際課税

㈠　特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例等について、控除外国法人税の額の計算方法等の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四条の九～第五条関係）

㈡　合併等により外国親法人株式等の交付を受ける場合の課税の特例等について、特例の対象となる合併に係る合併法人と合併親法人との間の株式の保有関係の範囲等の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第二五条の一四、第二五条の一四の二、第三九条の三四の三、第三九条の三五及び第三九条の一二八関係）

㈢　平成三二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者及び外国法人に係る課税の特例について、本特例の対象となる非居住者及び外国法人並びに国内源泉所得の範囲についての細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の三三及び第三九条の三三の三関係）

㈣　特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置について、外国が発行し、又は保証する債券等、適格外国証券投資信託の受託者である特定外国法人に係る非課税適用手続の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二七条の二及び第三九条の三三の四関係）

㈤　国外関連者との取引に係る課税の特例等について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第二五条の一八の三、第二六条の二八の七、第三九条の一二、第三九条の一二の三、第三九条の三三の五、第三九条の一一二及び第三九条の一一六の四関係）

(1)　独立企業間価格を算定する際の差異調整について、一定の必要な調整を加えることができない場合の調整方法を追加する。

(2)　独立企業間価格の算定方法に、棚卸資産の使用その他の行為により生ずることが予測される利益の額を基礎として算定する方法を加える。

(3)　無形資産及び特定無形資産の細目を定める。

(4)　特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用免除基準等の細目を定める。

(5)　外国法人等の内部取引に係る課税の特例及び内国法人等の国外所得金額の計算の特例について所要の改正を行う。

㈥　特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供制度について、子会社方式の適用に係る最終親会社等の居住地国に外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号に規定する外国を加えることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の一二の四関係）

㈦　関連者等に係る純支払利子等の課税の特例等について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第三九条の一三の二、第三九条の一三の三、第三九条の一一三の二及び第三九条の一一三の三関係）

(1)　対象純支払利子等の額と比較するための基準とすべき調整所得金額の計算方法を定める。

(2)　対象外支払利子等の額について、計算方法等の細目を定める。

(3)　適用免除基準について、特定資本関係及び対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額の合計額を控除した残額と比較するための基準とすべき所得の金額の細目を定める。

㈧　内国法人等の外国関係会社に係る所得の課税の特例等について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第二五条の一九、第二五条の一九の三、第二五条の二〇、第二五条の二〇の二、第二五条の二二の三、第二五条の二五～第二五条の二七、第三九条の一四、第三九条の一四の二、第三九条の一五、第三九条の一七～第三九条の一七の三、第三九条の一八、第三九条の二〇の二～第三九条の二〇の四、第三九条の二〇の七、第三九条の一一四、第三九条の一一四の二、第三九条の一一五、第三九条の一一七、第三九条の一一八、第三九条の一二〇の二～第三九条の一二〇の四及び第三九条の一二〇の七関係）

(1)　特定外国関係会社及び対象外国関係会社の範囲について、事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している外国関係会社と同様の状況にあるもの並びに本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行っている外国関係会社と同様の状況にあるものの細目を定める。

(2)　特定外国関係会社（固定施設を有しておらず、かつ、事業の管理、支配及び運営を自ら行っていないものに限る。）の範囲から除外する外国関係会社の細目を定める。

(3)　特定外国関係会社に該当する外国関係会社の要件について、非関連者等収入保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合の計算方法の細目を定める。

(4)　部分対象外国関係会社に係る部分合算課税の対象となる収入保険料について、特定所得の金額及び部分適用対象金額の計算方法の細目を定める。

(5)　外国関係会社の本店所在地国の法令に企業集団等所得課税規定がある場合の適用対象金額、租税負担割合及び内国法人が納付する控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算方法の細目を定める。

(6)　特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について所要の改正を行う。

4　資産課税

㈠　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、被相続人の相続開始前三年以内に新たに事業の用に供された宅地等が特定事業用宅地等に該当するための要件となる被相続人等の事業の規模を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の二関係）